

施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見

商号又は名称： \_\_\_\_\_

<p>■ 施工に関する課題</p>	<p>〇〇〇〇〇〇対策について</p>						
No.	評価の視点 (提案目的)	項 目	提案内容	実施期間及び 実施場所	標準案との相違点	概算増加 工事費	期待される効果及 び提案の確実性
1							
2							
3							
4							
5							

注1) 工事事務物の変更を伴う技術的所見については、認めない。必要な施工方法等の変更起因して設計図書の一部変更を伴う場合は、この限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるように記述することとし、この記述がない場合は、提案として認めない。

注2) 評価の視点は、発注者側が求めている項目について記載すること(入札公告参照)。

注3) 項目については、提案する材料・施工方法について簡潔に記載すること。

注4) 提案内容については、提案項目の内容(部位・期間等も含む)について簡潔に記載すること。必要に応じて構造図や説明用図表、パンフレット、論文等を添付し、得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。また、工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入すること。なお、明確な記載がないものについては、評価しない。

注5) 実施期間及び実施場所については、図面を用いて記載すること。

注6) 標準案との相違点については、簡潔に記載すること。なお、明確な記載がないものについては、評価しない。

注7) 期待される効果及び確実性については、技術的所見の内容によりどのような効果が得られるか、また技術的所見の確実性について簡潔に記載すること。なお、施工実績があれば記載または添付すること。但し、本事項の記載がない技術的所見は評価しない。または、評価を下げることもある。

注8) 技術的所見は最大5項目までとし、同じ視点で複数の技術的所見をしてもかまわない。但し、評価については次による。

(ア) 項目数が5提案を超える場合：記載順で5項目を評価し以降は評価しない。

(イ) 1つの枠内に複数の技術的所見が記載されている場合：1つの技術的所見としてカウントし、複数の技術的所見の中で最も低い点数のものを技術的所見とする。

(ウ) 各項目(提案目的、項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性)に明確な記載がない場合：その技術的所見は評価しない。または、評価を下げることもある。

注9) 提案内容の記載にあたっては、「必要に応じて…」・「状況に応じて…」などの曖昧な表現は避けること。

注10) 新技術・新工法を使用する場合は、NETIS 番号等を記入すること。

注11) 枚数の制限はしないが、できるだけ簡潔に記載すること。

■ 品質管理の対象

〇〇〇〇〇の品質管理について

No.	評価の視点 (提案目的)	項目	提案内容	実施期間及び 実施場所	標準案との相違点	概算増加 工事費	期待される効果及 び提案の確実性
1							
2							
3							
4							
5							

注1) 工事事務物の変更を伴う技術的所見については、認めない。必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合は、この限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述がない場合は、提案として認めない。

注2) 評価の視点は、発注者側が求めている項目について記載すること(入札公告参照)。

注3) 項目については、提案する材料・施工方法について簡潔に記載すること。

注4) 提案内容については、提案項目の内容(部位・期間等も含む)について簡潔に記載すること。必要に応じて構造図や説明用図表、パンフレット、論文等を添付し、得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。また、工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入すること。なお、明確な記載がないものについては、評価しない。

注5) 実施期間及び実施場所については、図面を用いて記載すること。

注6) 標準案との相違点については、簡潔に記載すること。なお、明確な記載がないものについては、評価しない。

注7) 期待される効果及び確実性については、技術的所見の内容によりどのような効果が得られるか、また技術的所見の確実性について簡潔に記載すること。なお、施工実績があれば記載または添付すること。但し、本事項の記載がない技術的所見は評価しない。または、評価を下げることもある。

注8) 技術的所見は最大5項目までとし、同じ視点で複数の技術的所見をしてもかまわない。但し、評価については次による。

(ア) 項目数が5提案を超える場合：記載順で5項目を評価し以降は評価しない。

(イ) 1つの枠内に複数の技術的所見が記載されている場合：1つの技術的所見としてカウントし、複数の技術的所見の中で最も低い点数のものを技術的所見とする。

(ウ) 各項目(提案目的、項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性)に明確な記載がない場合：その技術的所見は評価しない。または、評価を下げることもある。

注9) 提案内容の記載にあたっては、「必要に応じて…」・「状況に応じて…」などの曖昧な表現は避けること。

注10) 新技術・新工法を使用する場合は、NETIS 番号等を記入すること。

注11) 枚数の制限はしないが、できるだけ簡潔に記載すること。